

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局障害保健福祉部
企画課

目 次

1	令和6年度障害保健福祉関係予算案について	2
2	第7期障害福祉計画の策定について	5
3	障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について	7
4	特別児童扶養手当等について	9
5	心身障害者扶養保険事業について	27
6	障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて	29
7	障害福祉サービスデータベースについて	31
8	障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について	33
9	障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインの改正について	34
10	令和5年の地方からの提案等に関する対応方針について	37

1 令和6年度障害保健福祉関係予算案について

令和6年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部全体として2兆1,260億円を計上しており、対前年度1,103億円増、5.5%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスに係る給付のための経費については、1兆5,651億円を計上しており、対前年度923億円増、6.3%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

障害保健福祉に関する令和6年度予算案の概要

◆予算額（令和5年度予算額）
2兆0,157億円



（令和6年度予算案）
2兆1,260億円(+1,103億円、+5.5%)

【主な施策】※（ ）内は令和5年度予算額

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆5,651億円 (1兆4,728億円)

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービス等に必要な経費を確保する。

【参考】障害者自立支援給付費負担金（厚労省計上）+ 障害児入所給付費等負担金（こども家庭庁計上）
(令和5年度予算額) 1兆9,211億円 → (令和6年度予算案) 2兆0,341億円

○障害福祉サービス等報酬改定への対応

障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%とする。

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

<改定の基本的な方向性>

- I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - 1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - 2 医療と福祉の連携の推進
 - 3 精神障害者の地域生活の包括的な支援
- II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - 1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
- III. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

○補装具費の基準額（上限額）の見直しへの対応

補装具費の支給における基準額（上限額）について、近年の材料費等の変化を加味し、補装具事業者の実態も踏まえ見直しを行う。また、障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

(2) 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制の強化 38百万円（新規）

事業所における報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、処遇改善の促進等を図る。

- ・ **障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げの実施** 令和5年度補正予算：**126億円**
障害福祉職員を対象に収入を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施する。（令和6年2月～同年5月分）
- ・ **障害福祉等分野における食材料費・光熱水費高騰への支援** 令和5年度補正予算：**重点支援地方交付金の内数**
物価高騰により苦しむ障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。）への、重点支援地方交付金の活用を促進する。
- ・ **福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進及び人材確保対策の支援** 令和5年度補正予算：**2.3億円**
都道府県等が行う障害福祉サービス等への研修会や専門的な相談員の派遣を通じた助言・指導等の支援、地域の実情に応じて緊急的に実施する障害福祉分野の総合的な人材確保対策の取組みに対する支援を行う。
- ・ **都道府県等による事業所等へのサポート体制の準備支援** 令和5年度補正予算：**1.8億円**
障害福祉サービス事業所等サポート事業の円滑な実施に向け、都道府県等におけるサポートセンターの立ち上げ準備に必要な経費を支援する。

(3) 意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進 505億円（504億円）

意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。

(4) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 44.7億円（44.6億円）

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を支援する。

- ・ **障害者支援施設等の耐災害性強化等** 令和5年度補正予算：**102億円**
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用の補助を行うとともに、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
- ・ **障害者支援施設等の災害復旧への支援等** 令和5年度補正予算：**3.3億円**
災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用を補助するとともに、災害発生時における災害情報の共有体制を構築する。

(5) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化 4.3億円（3.9億円）

著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する現場の職員を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に新たに配置し、現場に訪問等をして適切なアセスメントを行うとともに、現場の職員と共に有効な支援方法の整理を行い、環境調整を進めていく。

(6) 障害者等の自立・社会参加支援の推進 16.5億円（16.5億円）※一部再掲

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保・派遣やICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。
さらに、第2期障害者文化芸術活動推進基本計画の策定を踏まえ、地域における障害者の芸術文化活動を支援する都道府県センターの設置や、障害者芸術・文化祭の開催による芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通じた障害者の社会参加をより一層推進するとともに、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）の開催に向けて、開催自治体と連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出し、国内外に向け広く発信する。

(7) 工賃向上等のための取組の推進 5.8億円（7.0億円）

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

- ・ **ICT機器等導入による障害者の生産能力向上及び就労可能分野の拡充の推進** 令和5年度補正予算：**3.2億円**
事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。
- ・ **障害者就労施設工賃向上生産設備導入モデル事業** 令和5年度補正予算：**3.0億円**
障害者就労施設が生産設備を導入し、障害者の工賃向上に資する取組を行う際にモデル事業として実施し、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。
- ・ **農福連携プラス推進モデル事業** 令和5年度補正予算：**1.3億円**
農福連携の取組に意欲的な障害者就労支援施設に対して、マッチング、立ち上げ支援と一括的に支援し、効果検証を含む事例報告までを一気通貫にしたモデル事業を行い、事例の全国展開をすることで、農福連携の取組を推進する。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.4億円 (7.6億円) ※一部再掲

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う事業を行うことができる旨の規定が令和6年4月より新設されるため、体制の更なる構築を図る。

(9) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。

また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成するとともに、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援するとともに、依存症の正しい理解を深めるための普及啓発を実施する。

・依存症に係る医療の充実等を図るための支援 令和5年度補正予算：2.5億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

(10) 虐待対応体制整備の支援 41百万円 (新規) ※再掲

改正精神保健福祉法において、令和6年4月から、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられるため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 第7期障害福祉計画の策定について

都道府県及び市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画を作成することとなっており、令和5年5月に、第7期計画期間（令和6～8年度）に向けて見直しを行った基本指針を、都道府県及び市町村にお示ししたところ。

都道府県及び市町村においては、この基本指針に即して障害福祉計画を作成されている段階と承知しているが、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていただきたい。

計画期間については、基本指針に示しているとおおり、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響を考慮した柔軟な期間設定が可能である。

ただし、国が基本指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として、算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させること。併せて見直し後の基本指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。

また、各市町村が作成する障害福祉計画については、各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で共同策定することも可能であり、サービス見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

追って、第7期都道府県障害福祉計画の目標値や活動指標の設定状況について、令和6年4月頃に照会を行う予定であり、ご承知おき願いたい。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・障害福祉人材の確保・定着
- ・障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数: R4度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

3 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）について

（1）対象疾病について

平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法により、障害者の範囲に難病患者等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、令和 6 年 4 月より 3 疾病が追加された 369 疾病が対象となる。

（2）福祉サービスの円滑な利用の促進について

障害福祉サービス等の対象となる難病患者等が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

また、障害者総合支援法対象疾病においては代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていないことから、必要に応じて、難病情報センター等のホームページも参照していただきたい。

なお、指定難病患者だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者についても、障害福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めるようお願いしたい。併せて、対象となる難病患者等のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

（3）登録者証について

令和 6 年 4 月以降、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるように、都道府県等が指定難病患者に「登録者証」を発行する事業が始まる予定である。（「登録者証」に関する詳細は厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より各自治体の衛生主管部局宛に送付予定。）障害福祉サービスの円滑な利用のために、障害福祉サービスの申請窓口である市町村等や地域住民

への必要な周知に努めるようお願いしたい。

なお、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾病の患者については「登録者証」は発行されないため、従前どおりの取扱いであることについて留意頂くようお願いしたい。

(参考)「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

「難病情報センター」

<https://www.nanbyou.or.jp/> 4

4 特別児童扶養手当等について

(1) 手当月額について

令和6年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の手当月額については、令和5年の物価変動率(3.2%)に基づき引上げとなる。

については、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

令和6年度の手当月額(月額)について

	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
特別児童扶養手当1級	53,700円	55,350円
〃 2級	35,760円	36,860円
障害児福祉手当	15,220円	15,690円
特別障害者手当	27,980円	28,840円
経過的福祉手当	15,220円	15,690円

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、令和6年度においても据え置く予定である。

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

令和5年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、令和5年度の人事院勧告を踏まえ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)を本年3月中に改正し、令和5年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。(下記①)

については、令和5年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、令和6年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、令和6年度予算成立後にお示しすることとしている。

なお、現時点の案については、以下のとおりである。(下記②)

① 令和5年度分基準額

- ・都道府県分 1,931円
- ・指定都市分 3,885円
- ・市町村分 1,954円

② 令和6年度分基準額（案）

- ・ 都道府県分 1,927 円
- ・ 指定都市分 3,877 円
- ・ 市町村分 1,950 円

（４）特別児童扶養手当の支払に係る適正な事務処理について

特別児童扶養手当の支払に当たっては、「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和5年5月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、支払事務に係る手続についてメールで提出する際の留意点等を周知しているが、当該留意点が守られていない自治体が見受けられる。

については、各都道府県・指定都市においては、当該事務連絡を再度確認いただき、記載内容について留意いただくとともに、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願いする。

また、各自治体における情報システムのセキュリティ仕様の変更などにより、当省にメールが届かない事案が生じているので、情報システムのセキュリティ仕様の変更などがある場合、事前にシステム担当に確認するなど留意願いたい。

（５）令和6年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっており、このような事態は支払いの誤りにつながる恐れがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、令和6年度4月定時払いについて、「令和6年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」（令和6年1月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）においてお示ししている留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。 **【資料1参照】**

（６）令和4年の地方からの提案等への対応について

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、以下の方針が示されたところ、対応状況についてお示しする。

① 特別児童扶養手当の認定の申請書等の都道府県へのオンライン提出について

「特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出（施行規則第4条）から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。」とされたところ、「特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置

するオンラインシステムによる認定請求書等の事務手続について」(令和5年7月3日障企発0703第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)により、都道府県へのオンラインによる提出を可能としているので、運用について遺漏のなきようお願いしたい。【資料2参照】

② 特別児童扶養手当証書の廃止について (※令和6年7月施行)

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。」とされたところ、地方公共団体の事務負担軽減等のため、政令(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第317号))を改正し、証書の交付に関する事務等を廃止(令和6年7月1日施行)したところである。

本政令改正は証書を廃止するための規定の整備を行ったものであるが、併せて、手当を受給していることの証明を必要とする者に対しては、引き続き当該者の申請に基づき、証書に代替するもの(特別児童扶養手当受給証明書(仮称))を交付する措置を省令において講ずることを予定している。

具体的な運用については現在検討中であるが、現時点では以下のとおり運用を予定している。

(証書について)

- ・令和6年6月までに発行された証書は、原則、令和6年8月12日～9月11日までの間に行われる所得状況届出時において回収を行う。
- ・令和6年7月以降、証書情報の更新はなされないため、基本的に本人確認書類としては使用できないこととなる。
- ・令和6年6月以前に認定請求されたものを含め、7月以降は新たな証書は発行せず、証明等が必要な場合は受給証明書を発行する。
- ・現行の証書はその年の8月から翌年の7月までの受給権を証明するものであることから、令和6年8月の定時払いにおいては、送金通知書払の際に持参する書類として使用することとする。

(受給証明書(仮称)について)

- ・受給証明書(仮称)の発行は7月以降、受給者の申請に応じて発行する。
(発行した証明書の回収・更新は行わない)
- ・証明対象者は基本的に受給者のみ(所得制限等による支給停止者は証明の対象外)とする。
- ・受給証明書の有効期限は証明年月の(翌年)7月又は有期認定の終期までとする。

- ・令和6年8月以降の手当分の送金通知書払いにおいては、廃止される証書の代わりに受給証明書（仮称）を持参することとする。
- ・自治体によっては、その都度受給者からの申請に応じて受給証明書（仮称）を発行することが返って事務負担の増となることも考えられるため、各自治体の判断により、認定請求や所得状況届時等において、受給証明書に準ずるものを一律に交付することも可能とする。

その他詳細については追ってご連絡するが、ご承知置きいただくとともに、システム改修等に向け必要な準備をお願いする。【資料3、4参照】

（7）令和5年の地方からの提案等への対応について

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、以下の方針が示されたところ、対応状況についてお示しする。

① 特別児童扶養手当認定請求書等の公印の廃止について

「特別児童扶養手当認定請求書（施行規則1条1項）及び特別児童扶養手当所得状況届（施行規則4条）については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。」とされたところ、現在、省令の改正に向けて準備を進めているところである。

② 特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務について

民生委員の事務負担の軽減に資するよう、「証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。」とされたところ、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）において、証明者の範囲をお示ししているため、運用について遺漏のなきようお願いしたい。【資料5参照】

（8）特別児童扶養手当等の広報の充実について

特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の広報については、多くの自治体において広報誌やホームページ等への掲載により実施されているところであるが、更なる広報の充実を求める意見を頂いているところであり、より一層の広報の充実を図っていただきたい。

また、障害児者やその保護者は、障害福祉だけでなく、他の制度を利用することもあることから、広報の取組として、広報誌やホームページでの周知に限らず、各自治体の組織内での連携や関係機関・団体との連携による周知も有効と考えられるものである。

例えば、

- ① 各種障害者手帳の申請時や交付時に特別児童扶養手当等が受給できる可能性があることを伝え、申請漏れによる受給資格者とのトラブルを事前に回避頂く
- ② 自治体の小児慢性特定疾病医療費等に関する窓口などで特別児童扶養手当について紹介し、説明の求めがあれば、特別児童扶養手当の担当部門に案内して頂く
- ③ 特別障害者手当については、自治体の介護保険に関する窓口などで特別障害者手当制度について紹介し、説明の求めがあれば特別障害者手当の担当部門に案内して頂く

等の取組が考えられる。

については、本制度の対象となる方に広く周知されることが重要であるので、上記について管内の各実施機関に周知いただくようお願いする。

なお、特別児童扶養手当の周知に当たっては、「小児慢性特定疾病医療費または特定医療費の支給認定の申請時における特別児童扶養手当等の各種手当の周知について」（令和4年4月8日付け厚生労働省健康局難病対策課・社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）も参考とされたい。

（9）特別児童扶養手当等の適正な事務処理について

特別児童扶養手当等は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としており、適正な認定による手当の支給が行われない場合には、受給資格者に与える影響が大きいことから、認定事務や申請手続等に当たっては、認定要領や事務取扱準則（都道府県・指定都市・市町村）等に則った適正な事務処理の徹底をお願いしたい。

（10）特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務について

特別児童扶養手当の精神の障害に係る認定については、認定基準を明確にできないかなどの意見があるところである。

これまでに厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（令和2年度～令和3年度）において、認定の地域差に係る実態調査と診断書様式の改定案についての調査研究を実施したところである。また、令和4年度から「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」（※）を令和5年度までの2か年計画で行っているところである。

これらの調査研究の成果などを踏まえて、今後、適切な認定事務の確保に向け必要な対応を検討したいと考えているため、ご承知置き願いたい。各自治体におかれても、特別児童扶養手当の精神の障害に係る障害の程度及び認

定要領等を改めて確認いただくなど、適切な認定事務に努められるようお願いする。

(※) 令和4年度における研究報告の内容

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/163935>

(11) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料6参照】(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html>)

なお、令和6年度の額は、令和5年の物価変動率(3.2%)に基づき、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(令和5年度)	(令和6年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	53,650円	→ 55,350円 (2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	42,920円	→ 44,280円

都道府県
各 特別児童扶養手当担当係 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

令和6年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり特別児童扶養手当支払データ（以下、「支払データ」という。）の提出期限等をお示しするとともに、別紙のとおり令和6年度4月定時払いに係る留意事項をお示しします。

令和6年度においても、引き続き、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力をお願いいたします。

記

1. 支払データ提出期限等

支払月	支払データ提出期限 (午前中)	支払データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2024年 <u>4月</u>	<u>3月15日 (金)</u>	<u>3月19日 (火)</u>	<u>4月11日 (木)</u>
5	4月16日 (火)	4月18日 (木)	5月10日 (金)
6	5月15日 (水)	5月17日 (金)	6月11日 (火)
7	6月14日 (金)	6月18日 (火)	7月11日 (木)
<u>8</u>	<u>7月16日 (火)</u>	<u>7月18日 (木)</u>	<u>8月9日 (金)</u>
9	8月15日 (木)	8月19日 (月)	9月11日 (水)
10	9月17日 (火)	9月19日 (木)	10月11日 (金)
<u>11</u>	<u>10月15日 (火)</u>	<u>10月17日 (木)</u>	<u>11月11日 (月)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (木)</u>	<u>11月18日 (月)</u>	<u>12月11日 (水)</u>
2025年 1月	12月16日 (月)	12月18日 (水)	1月10日 (金)
2	1月15日 (水)	1月17日 (金)	2月10日 (月)
3	2月17日 (月)	2月19日 (水)	3月11日 (火)

注) 太字・下線箇所は定時払い月 (その他は随時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

2. 支払データの提出先及び提出方法

(1) 支払データの提出先

支払データにつきましては、メールにより以下のアドレスにお送りいただくか、郵送により、以下の宛先に送付をお願いいたします。

【メールでのご送付】

○ 以下のメールアドレスを宛先に入れていただくようお願いいたします。

- ・ 特別児童扶養手当支払事務専用アドレス (tokuji@mhlw.go.jp)
- ・ 末次 正尚 (suetsugu-masanao@mhlw.go.jp)
- ・ 堀切 淳平 (horikiri-jumpei.7q5@mhlw.go.jp)
- ・ 森田 健一 (morita-kenichiaa@mhlw.go.jp)

※来年度（令和6年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡いたします。

○ 件名には、「都道府県・指定都市」、「支払月」、「訂正内容」及び「修正等依頼回数」を記載していただくようお願いいたします（過去の支払不能の修正依頼と混同する恐れがあります）。

例) 【自治体名：○月定時／随時払い修正依頼（□回目）】特別児童扶養手当

【郵送の場合の宛先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

(2) 支払データの提出方法

- ・ メール及び郵便での送付を問わず、支払データについては必ずパスワードを施してご提出ください。
- ・ 郵送で支払データの提出を行う場合、支払データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
 - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
 - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

【別紙】

特別児童扶養手当令和6年度4月定時払いに係る留意事項について

例年、4月定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

記

1. 支払に係る事務処理の注意事項

支払データについては、今年度発出している以下の事務連絡の内容をご確認の上で作成をお願いします。

- ・「特別児童扶養手当の支払に係る事務処理について」（令和5年10月4日付事務連絡）
- ・「令和5年11月定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（令和5年10月4日付事務連絡）

2. 振込不可能なネット銀行

以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。

・大和ネクスト銀行

(R6/1/22現在)

3. 宛先

支払データの修正・削除及び追加のメールを当係あてにご提出いただく際には、支払データ提出時と同様、必ず係の担当者全員にお送りください。

4. 令和6年4月1日（月）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。

なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。

5. 担当者の登録について

令和6年度に担当者の異動の予定がある自治体様においては、新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3月25日（月）までに、当係担当者（以下の3名）へ連絡をお願いします。

以上

【本件5年度担当者】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係
末次・堀切・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

※来年度（令和6年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

各都道府県・指定都市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（公印省略）

特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる
認定請求書等の事務手続について

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、請求者及び届出者（以下「請求者等」という。）から、都道府県に対して、直接、

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条に規定する認定の請求
- ・法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項に規定する認定の請求（以下「手当額の改定の請求」という。）
- ・法第35条に規定する届出等

に係る請求書、届出書その他の関係書類（以下「認定請求書等」という。）を提出することを可能とすることとしたのでお知らせする。

標記事務手続は下記のとおりであるため、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、都道府県におかれては管内市区町村（指定都市を除く）に対する周知をお願いする。

記

第1 趣旨・内容

を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法に加え、請求者等が、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法を設けることが可能であることを周知するものである。

第2 事務処理の流れ

従来の請求者等が市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法における、都道府県が市区町村から認定請求書等の提出を受けたときの事務処理の流れは、「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」（平成23年障発0401第4号）において示しているところであるが、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法は、例えば、以下のような事務処理の流れが考えられる。

（事務処理の例）

- 1 受付処理簿に、件名、氏名及び受付年月日や手続の種類等を記入。
- 2 受け付けた認定請求書等を市区町村に送付するとともに、受付処理簿に送付年月日を記入。

※1 書類の受付、市区町村への送付に際し、以下(1)～(3)を行うことも考えられる。

- (1) 認定請求書等の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを確認し、認定請求書等に都道府県において容易に補正することができない程度の誤りがあるとき又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書等を請求者等に返付。
- (2) (1)によって認定請求書等を返付するときは、受付処理簿に返付年月日を記入。
- (3) 請求者等が返付された認定請求書等を補正して再提出したときは、受付処理簿に再提出受付年月日を記入。

※2 受付処理簿については、電算システムにより適正に記録、管理、利用することにより事務を支障なく行い得る場合は不要と考えられる。

上記のとおり、都道府県が行う事務は、都道府県が任意で設置するオンラインシステムの仕様等に応じて異なり得ることから、当該事務処理を行う都道府県におかれては、請求等に係る手続に遅滞・遺漏等が生じないように、事前に管内市区町村との役割分担や事務フロー等について十分な調整をお願いする。あわせて、都道府県オンラインシステムを通じて書類の不備等を確認する場合も含め、遅滞なく速やかに市区町村に書類を送付されるようお願いする。

第3 法第5条の認定の請求をした日の取扱い

特別児童扶養手当の支給は、法第5条の2第1項において、法第5条の認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとしている。法第5条の認定の請求をした日は、市区町村において添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であるとしており、都道府県オンラインシステムを通じて認定請求等を行った場合も同様の取扱いとなる。

現行も受給権保護の観点から、認定の請求をした日の取扱いについては、受給資格者に不利益が生ずることのないよう配慮が行われていることと承知しているが、例えば、都道府県がオンラインシステムを設置した場合であって、都道府県から市区町村への書類の送付が月をまたいで行われたときは、受給権保護の観点から、都道府県がオンラインシステムを通じて書類を受け付けた時点を受理日として差し支えない（手当額の改定の請求についても同様の取扱い）。

なお、この場合でも、都道府県から市区町村へ送付された書類に不備等があるときは、従来の市区町村の窓口にて書類を受け付ける場合と同様、書類に不備がないものとして市区町村が受け付けることが前提となる。

このため、添付書類や請求書等の記載事項に不備等が見つかった場合は、速やかに請求者等に補正を求めるなど、従来の請求者等が市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法に比べて、請求者等に不利とならないよう配慮をお願いする。

以上

【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課手当係
TEL：03-5253-1111（内線 3020）

様式第〇号(第〇条関係)

(表 面)

第 号										特別児童扶養手当受給証明書(密)									
受給者氏名					生年月日					昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日									
受給者住所					記号・番号					第 号									
支給対象児の氏名					1級					1級									
					2級					2級									
支給対象児数					1級 人					1級 円									
					2級 人					2級 円									
支給開始年月					令和 年 月 分から					障害の程度に係る 有期認定期間の有 無及び終期年月									
備考										有・無 令和 年 月									

上記のとおり、特別児童扶養手当の受給者であることを証明します。

令和 年 月 日

知事 (印)
市長

殿

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。(A別4番)

(裏 面)

注意

- 特別児童扶養手当を郵便局への送金により受ける場合は、特別児童扶養手当送金通知書及び本証明書とともに、印鑑証明書、身分証明書、預貯金通帳等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を支払郵便局へ持参することにより受けることになっていきます。
- 特別児童扶養手当は、受給資格者等の前年(1月～6月までに手当を請求するときは前々年)の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給されません。従って、本証明書は証明年月の年(証明年月が8月～12月の場合はその翌年)の7月まで受給者であることを証明するものです。ただし、当該期間内であっても障害の程度に係る有期認定期間がある場合は、その終期年月まで受給者であることを証明するものとなります。
- 上記期間内であっても、その他の事由により受給者でなくなった場合は、本証明書を使用することはできません。

事務連絡
令和5年12月26日

各都道府県 児童福祉主管課 中
障害保健福祉主管課

こども家庭庁支援局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について

平素より、ひとり親家庭等及び障害児への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

令和5年の「地方分権改革に関する提案募集」における地方からの提案において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当（以下「児童扶養手当等」という。）の受給資格の認定に当たって必要となる内容の証明を行う者について、その範囲の拡大を求める等の提案がなされ、今般「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、下記のとおりお示しすることとしたため、各都道府県においては、運用について遺憾のなきようお願いするとともに、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 証明者について

児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）において、児童扶養手当等の受給資格の認定を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、「対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにできる書類」等を提出することとなっている。当該書類については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）等において、「本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書」とされているが、証明書を記載する者（以下「証明書記載者」という。）については、必ずしも上記に列記された者に限定されるものではなく、以下に記載している者についても証明書記載者になり得るため、地域や受給資格者の状況等を踏まえ児童扶養手当等の受

給資格の認定事務を行っていただきたい。

【証明書記載者（児童扶養手当）】母子生活支援施設の長、母子父子自立支援員、婦人相談員、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所の長（※1）、児童扶養手当等の担当者（※2）など

【証明書記載者（特別児童扶養手当）】児童発達支援センターの長、障害児通所支援事業所の長、障害児相談支援事業所の長、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所の長（※1）、特別児童扶養手当等の担当者（※2）など

※1 自治体において証明書記載者が異なることが想定されることから、同じ自治体職員であるが、市区町村の長、福祉事務所長、生活保護等のケースワーカー及び児童相談所長を例示している。

※2 地域の実情や請求者の状況、各自治体における認定事務の取扱いなどを踏まえ、児童扶養手当等の事務の担当職員以外の証明が難しい場合には当該職員が証明書記載者となっても差し支えない。

2. 証明書記載者の負担軽減について

社会情勢の変化に伴い証明書記載者の負担が増加していることから、証明書記載者の負担軽減を図るため、必要に応じ、地域の実情等を踏まえながら、以下に記載している対応等を実施していただきたい。

- ・証明書記載者に対し、児童扶養手当法等の法律の趣旨や、制度等の説明を行う
- ・請求者に対し、証明書記載者へ依頼する際の注意事項を伝達する
- ・担当職員が事前に証明書記載者に連絡する等、証明書記載者と事前の調整を行った上で請求者につなぐ
- ・証明書記載者から求めがあった場合は、担当職員が請求者に同行する
- ・請求者と証明書記載者の間で伝えづらい点等があれば、担当職員に連絡するよう案内を行う
- ・証明書記載者宅での証明が難しい場合は、証明書記載者に自治体窓口に来庁してもらい、相談に応じる等の配慮を行った上で証明を求める

(担当係)

児童扶養手当

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

特別児童扶養手当

厚生労働省障害保健福祉部企画課 手当係

E-mail : tokuji@mhlw.go.jp

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

単位：円

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1級	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650	55,350
2級	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920	44,280

○支給件数（実績）

単位：件

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
支給件数	9,305	9,290	9,213	9,159	8,982	8,894	8,607	8,465
（うち学生）	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)	(5,212)	(5,235)	(5,150)	(5,123)
（うち配偶者）	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)	(3,770)	(3,659)	(3,457)	(3,342)

（注）各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

年金事務センター（日本年金機構） - 26 -

5 心身障害者扶養保険事業について

(1) 令和6年度以降の特別調整費について

心身障害者扶養共済制度の運営に必要な経費である特別調整費の額は、5年に1度見直しをしており、次回の見直しは令和6年度分から行うこととしている。

各道府県・指定都市に負担いただく令和6年度以降の特別調整費の額は、「令和6年度心身障害者扶養共済制度運営費の特別調整費について」（令和5年9月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、お示しをしたとおりであるが、今後負担いただく額が若干下がる（0.1%程度）可能性もあるため、決まり次第別途お知らせする。

なお、独立行政法人福祉医療機構への特別調整費の納付については引き続き早期に行っていただくようお願いする。

(2) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方をお願いする。特に、本制度は加入時の年度の4月1日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

また、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないよう努められたい。

(3) 広報の取組の推進について

障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進や障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであるため、本制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう広報の取組の推進に努められたい。特に、本制度は加入時の保護者の年齢が低い段階で加入した方が掛金額が安くなるため、加入希望者等への早期周知に努めるとともに、制度の仕組みについても丁寧に説明するようご配慮願いたい。

また、令和5年3月15日に取りまとめられた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」では、従来の広報の取組に加えて、「①制度を周知していない方への広報の推進、②制度を認知しているが加入を迷っている方への広報の推進、③健康状態に不安がある方への丁寧な説明等の推進に向けた取組を行うことを期待する」と提言されている。

これを受け、「令和5年度障害者扶養共済制度の広報の推進について（依頼）」（令和5年8月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、「障害者行政窓口等での周知の促進」、「関係機関や関係団体と連携した広報」、「障害者やその保護者への相談支援を行う者によ

る広報」及び「窓口における加入要件等についての丁寧な制度案内の取組」をお願いしているところである。

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構においても、当該報告書を踏まえ、今後更なる広報の充実に取り組むこととしており、広報の具体的な取り組みについて今後お知らせする予定であるが、各都道府県・指定都市におかれても、本制度の周知等について引き続きご協力いただくようお願いする。

(参考：制度概要等について)

- ・厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000195619.html>

- ・独立行政法人福祉医療機構 HP

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/sinsinsyogaihoken/>

6 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）が平成 30 年 4 月から本格施行となり、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に給付費の審査事務を委託できるようになったが、より効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、段階的に対応を進めている。

検討については、改正法成立後に国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、議論を行っているが、令和 4 年度から 5 年度までの 2 年間の障害者総合支援法等審査事務研究会の報告書が本年 3 月に取りまとめられたところ。

本報告書は下記の URL に掲載される予定であるので、各自治体におかれは、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

また、以下の報告書で取りまとめられた二次審査の取組支援・強化を目的とした事例集についても、本年 3 月に各自治体へ提供予定であるため、併せてご活用いただきたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

（報告書の主な内容）

- ・ サービス提供事業所が利用する簡易入力システム（※）等の機能強化
- ・ 国保連における一次審査の拡充及び強化
- ・ 台帳情報等整備の改善を目的とした、市町村等支援システムの機能拡充
- ・ 市町村等における二次審査の実態調査及び事例集の作成

※ 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

(2) 国保連における一次審査の拡充・強化

国保連の一次審査において「警告」とされていた項目について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を平成 30 年度から令和 5 年度まで段階的に実施してきた。今後も移行が可能な項目は周知期間を設けながら、適宜移行を実施する。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、

審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。

(3) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。市町村等支援システムは、国保連に登録されている台帳情報が参照できるので、利活用いただきたい。

また、市町村等支援システムについては、令和5年7月に、高額障害福祉サービス等給付費等の計算事務を国保連に委託している市町村等において、同システムを用いて再計算が可能となる機能について追加したので利活用いただきたい。

なお、令和6年度には、同一世帯に複数の障害児がいる場合の上限額管理結果票の電子化及び就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化の改修等を実施する予定である。

7 障害福祉サービスデータベースについて

令和4年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の改正により第89条の2の2第2項が新設され、令和5年4月から、障害福祉サービスデータベースの本格運用が開始されたところ。

障害福祉サービスデータベースは、個人情報情報を匿名化した上で、障害福祉サービス等給付費明細書データと障害支援区分認定データを登録しており、現在は障害福祉サービスデータベース Web サイトにおいて障害者自立支援等実績データを定型帳票として提供している。

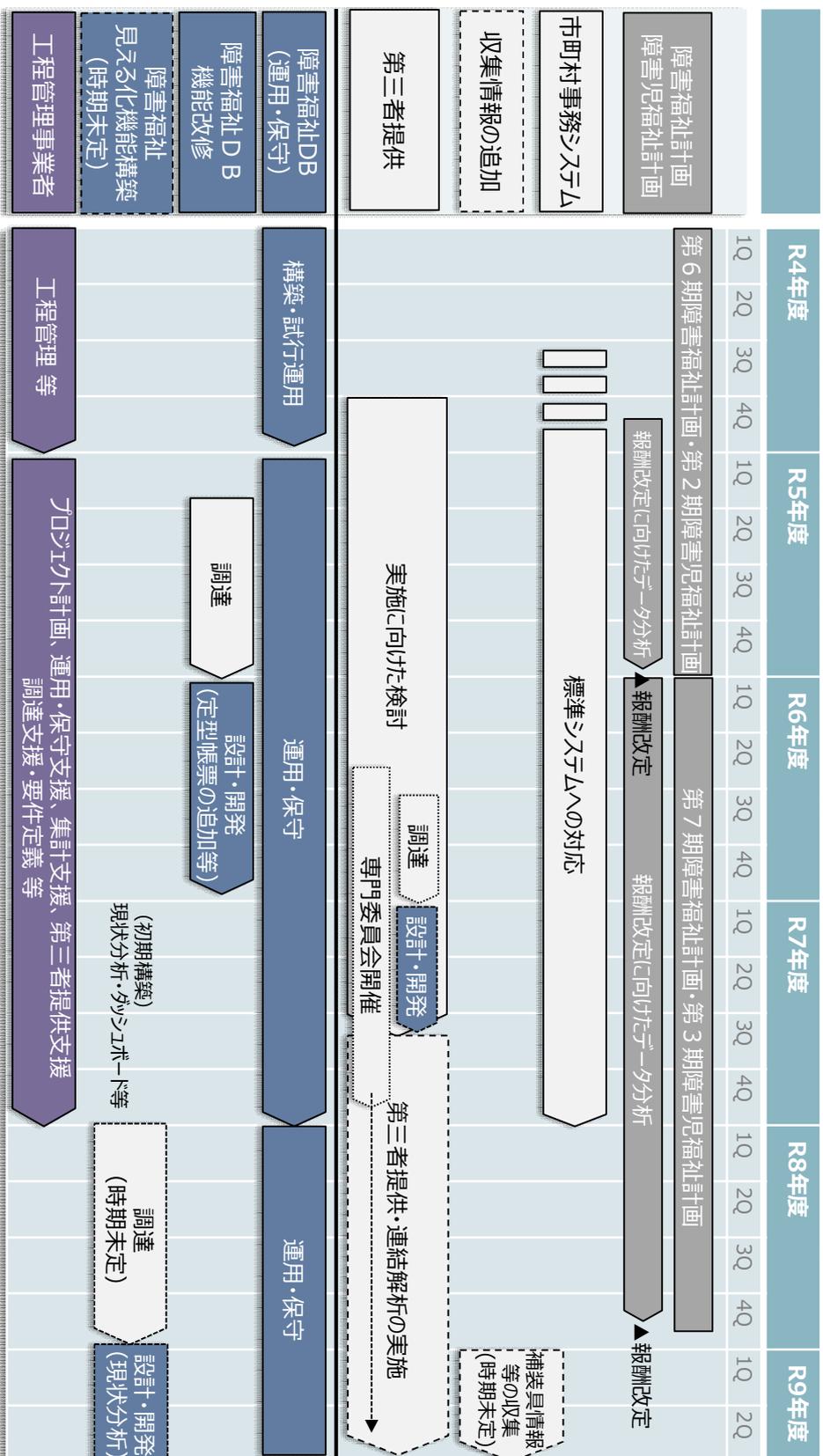
令和6年度については、障害福祉サービスの利用状況と認定データを連結して分析できる形でデータを集計した定型帳票を追加する予定としているので各自治体におかれては毎月更新される定型帳票を地域分析等に積極的にご活用いただきたい。

また、障害者総合支援法に基づき、令和7年度には医療分野・介護分野のデータ等の連結解析ができるようにするとともに、相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を第三者提供できるようにすることとしており、社会保障審議会障害者部会の下に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を設置し、第三者提供に係る審査基準や事務処理基準を定めたガイドラインの策定等について検討する予定である。

各自治体には、第三者提供や連結解析に向けて、過去の障害支援区分認定情報を含む障害福祉等関連情報の提出や受給者台帳にカナ氏名・生年月日・性別設定項目を入力した上での登録をお願いしているが、一部自治体では、過去の障害支援区分認定情報が未提出又はカナ氏名・生年月日・性別設定項目が未登録となっている。

未提出・未登録の自治体におかれては、「障害福祉サービスデータベース運用に当たっての障害支援区分認定データの提出及び受給者台帳におけるカナ氏名・生年月日・性別設定項目の報告について（依頼）」（令和5年12月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係、精神・障害保健課障害支援区分係事務連絡）に従って対応いただくようお願いする。

障害福祉サービスデータベース 今後のスケジュール (案)



8 障害福祉分野における地方公共団体のシステムに関する標準化について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各地方公共団体が利用する障害者福祉システムについても、標準化基準に適合するものでなければならないとされている。

また、令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとし、現在、各地方公共団体の事務システムの標準化が強力に推し進められている。

障害者福祉システムの標準化については、昨年3月に標準仕様書第2.1版を策定（昨年8月に正誤表対応）したところであるが、本年7月に予定される特別児童扶養手当証書の廃止及び証書に代替する特別児童扶養手当受給証明書の新設（※）に伴う対応等を踏まえた改版に向けて、検討会やワーキングチームでの検討、全国意見照会を実施したところである。

（※）今後特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の改正案をお示しする予定。

今後、いただいた意見を踏まえ、本年3月末を目途に標準仕様書第3.0版を取りまとめる予定であるが、各自治体におかれては、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行について御協力をお願いする。

9 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインの改正について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行(平成28年4月)3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定(附則第7条)を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

【合理的配慮の例】

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:令和6年4月1日

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正

改正に向けた主な動き

- ・ 厚生労働省の所管事業分野における事業者向けの対応指針は以下の4指針。
 - ①福祉事業者（生活保護、高齢者福祉、障害福祉関係事業者等）向けガイドライン
 - ②医療関係事業者（病院、診療所、助産所、調剤を実施する薬局等）向けガイドライン
 - ③衛生事業者向け（飲食店営業、理容業、美容業、旅館業等）ガイドライン
 - ④社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン
- ・ 令和5年3月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の閣議決定以降、厚生労働省の所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（ガイドライン）の改正に向けて、下記を実施。
 - ・ 障害者団体合同ヒアリング
 - ・ 事業者団体ヒアリング（福祉事業者は54団体に実施）
 - ・ パブリックコメント（1か月間）

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正

主な改正事項

【「第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮等の例」について事例を追加】

- (1) 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例 **拡充**
- ・ 障害者本人の尊厳を軽視して、見下したような言葉遣いや幼児を相手にするような言葉で接すること
 - ・ サービス提供の場面における障害者本人や第三者の安全性などについて具体的に考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由として施設利用を拒否すること
- (2) 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例 **新設**
- ・ 車椅子の利用者が畳敷きの個室の利用を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと（事業者の損害発生防止の観点）
 - ・ 手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること（障害者本人の損害発生防止の観点）
- (3) 合理的配慮に該当すると考えられる例 **拡充**
- ・ 筆談、要約筆記、手話、読み上げ、点字、コミュニケーションボードの活用、触覚による意思伝達などによる多様なコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明するなどの配慮を行うこと
 - ・ オンラインでの手続が必要な場合に、ウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求められた場合に、電話や電子メールでの対応を行うとともに、ウェブサイトの改良を行うこと

2

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正

主な改正事項

- (4) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 **新設**
- ・ 筆記が困難であるためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の活用を認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
 - ・ 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること
- (5) 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 **新設**
- ・ 事業者において、事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること
- (6) 障害特性に応じた対応 **拡充**
- ・ 「肢体不自由」の項目において、「上肢に障害がある場合」の主な特性及びその対応例を追加。
 - ・ 「自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）」や「注意欠陥多動性障害（注意欠陥・多動性障害）」などについて特性に関する情報の更新や追加。

3

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正

主な改正事項

【「第4 事業者における相談体制の整備」について以下のとおり修正】

- ・事業者が、障害者及びその家族、その他の関係者からの相談体制整備のために行う職員向けの研修の対象には、事業主や管理職も含むことを明記。
- ・相談窓口設置の際には、相談者の障害特性に応じた相談対応の手段の確保について、電話リレーサービスによる対応を含むことを明記。
- ・相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要とした上で、例として女性の相談員を配置することを追記。
- ・相談事例について、相談者のプライバシーに配慮しつつ、順次蓄積することに加え、公表することが望ましいことを追記。

【「第5 事業者における研修・啓発」について以下のとおり修正】

- ・研修等の実施に当たり、行政機関が作成し提供する周知・啓発資料等を活用することや、障害者から話を聞く機会を設けることも有効であることを追記。
- ・内部規則やマニュアル等について、点検や必要な制度の改正等を検討することを追記（あわせて項目名を「第5 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備」に修正）。

4

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」の改正

今後の予定等

- ・ 公表：令和6年3月中
 - ・ 適用期日：令和6年4月1日
- ※改正後、厚生労働省HPや、障害者団体、事業者団体、地方自治体を通じて周知予定

5

10 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針について

地方分権提案について

- 地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。
- 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき措置を実施する予定。
※令和4年以前の提案で、令和5年中に措置されたものは除く。

省令改正等により措置を講ずるもの

- ◎: 令和5年の提案
- : 平成26～令和4年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

- ◎ 指定障害福祉サービス事業者等が行う業務管理体制の整備に関する事項の変更届出について、指定に関する事項の変更届出と内容及び届出先が重複する場合に省略可能となるよう、府令及び省令を改正[令和5年度中に府令及び省令改正予定]

【身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)関係】

- ◎ 都道府県知事等が15条指定医を定める際の地方社会福祉審議会への意見聴取について、当該審議会の書面開催や少人数の専門部会設置などの地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化[令和5年度中に通知予定]

【離島振興法(昭和28年法律第72号)関係】

- ◎ 都道府県の他の計画が一定の条件を満たす場合に、離島振興計画としての提出が可能である旨を明確化[令和5年度中に通知予定]

【特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)関係】

- ◎ 特別児童扶養手当関係書類について、公印押印を不要に[令和5年度中に省令改正予定]

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)については、施設外就労に関する実績報告を廃止[令和5年度中に通知改正予定]

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係】

- ◎ 公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務について、マイナポータルAPIにより必要な情報が取得可能な場合は、当該機能が活用できる旨を周知[令和6年1月末にデジタル庁から各都道府県宛に周知済み]

省令改正等により措置を講ずるもの(続き)

- ◎: 令和5年の提案
- : 平成26～令和4年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【地方単独医療費助成制度関係】

- ◎ 区域外の医療機関を受診する場合の現物給付について、
 - ・ 地方公共団体と区域外の国民健康保険団体連合会との委託契約等により可能である旨を周知[令和6年度中]

【児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務関係】

- ◎ 証明事務について、民生委員以外の者による証明等が可能である旨を通知[令和5年12月末に各都道府県宛に通知済み]

検討の上、今後結論を得るもの

- ◎: 令和5年の提案
- : 平成26～令和4年の対応方針で「引き続き検討」としていた提案

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)関係】

- 障害支援区分の認定調査について、オンライン調査等に係る質疑応答集の整備等、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討・結論[令和5年度中]
- ◎ 災害時に代替的な方法で障害福祉サービスの提供を行った場合について、通常提供しているサービスと同等の報酬を算定可能な場合の基準を明確化することを検討・結論[令和5年度中]
- ◎ 障害支援区分の認定を要しない場合の調査の取扱いについて、検討・結論[令和5年度中]
- ◎ 障害者向けグループホームに居住する障害のある糖尿病患者を含む障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について検討・結論[令和8年度中]

【統計法(平成19年法律第53号)関係】

- 福祉行政報告例の一部を年度報化する方向で検討・結論[令和5年度中]

【地方単独医療費助成制度関係】

- ◎ 区域外の医療機関を受診する場合の現物給付について、
 - ・ 区域外の審査支払機関への委託を円滑に行えるよう必要な取組を検討・結論[令和6年度中]
 - ・ 全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策を検討・結論[令和6年度中]